

プロペラ軸及び船尾管軸の開放検査に関する事項

改正規則等

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

プロペラ軸及び船尾管軸の開放検査に関する事項

改正理由

本会規則において、プロペラ軸及び船尾管軸の検査要件として、原則 5 年毎の開放検査を要求しているが、軸の抜き出しを伴わない部分検査を行うことを条件に、油潤滑式船尾管軸受を有する第 1B 種軸にあつては最大 8 年まで、油潤滑式船尾管軸受を有し、かつ船尾管軸受温度の監視及び潤滑油の常時強制循環等の特別要件に適合する第 1C 種軸にあつては最大 10 年まで、開放検査を延長できる旨規定している。

当該規定に関し、本会は、検査方式の拡大を図るため、プロペラ軸における損傷トラブル等の調査を行った結果、第 1B 種軸については、従来の部分検査に加え、定期的な潤滑油分析等による軸受部の健全性の確認を行うことにより、不具合への早期対応が可能となり、プロペラ軸の重大な損傷を防止できると考えられることから、適切な保守管理が行われ、軸受部の良好な状態が確認される第 1B 種軸に対し開放検査間隔を延長できるよう関連規定を改めた。

改正内容

第 1B 種軸の検査について、従来要求される部分検査に加え、定期的な潤滑油分析、軸受部の温度監視及び潤滑油の消費量の確認が行われていることを条件に、開放検査間隔を最大 10 年まで延長できるよう改めた。